

商工委員會議録 第十一号

昭和三十三年二月二十八日(金曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事 阿左美廣治君 理事内田 常雄君

理事 笹本 一雄君 理事島村 一郎君

理事長谷川四郎君 理事加藤 清二君

理事松平 忠久君

大倉 三郎君 川野 芳滿君

神田 博君 齋藤 憲三君

中垣 國男君 福田 篤泰君

横井 太郎君 佐竹 新市君

田中 利勝君 多賀谷眞稔君

永井勝次郎君 帆足 計君

水谷長三郎君

出席政府委員

通商産業 小笠 公昭君

通商産業事務官 松尾泰一郎君

(通商局長) 松尾 金藏君

通商産業事務官 松尾 金藏君

(企業局長) 森 誓夫君

通商産業事務官 森 誓夫君

(輕工業局長) 森 誓夫君

工業技術院長 黒川 眞武君

委員外の出席者 専門員 越田 清七君

二月二十七日

委員櫻内義雄君辞任につき、その補
欠として植木庚子郎君が議長の指名
で委員に選任された。

二月二十七日

合成ゴム製造事業特別措置法の一部
を改正する法律案(内閣提出第一〇

第一類第九号

商工委員會議録第十一号 昭和三十三年二月二十八日

六号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

企業合理化促進法の一部を改正する
法律案(内閣提出第五九号)

日本貿易振興会法案(内閣提出第八
八号)

合成ゴム製造事業特別措置法の一部
を改正する法律案(内閣提出第一〇
六号)

○小平委員長 これより會議を開き
ます。

日本貿易振興会法案を議題とし、審
査を進めます。

質疑に入ります。通告があります。
これを許します。横井太郎君。

○横井委員 私は、貿易振興会法案に
ついて、若干質疑をいたしたいと思
うのでございますが、それにつきま
して、まず最初に、貿易政策に関する基
本的考え方につきまして、「二、お尋ね
をいたしたいと思うのであります。
政府は、この貿易の基本的考え方につ
いて、どの方面に、どういう品物を輸
出しようとするのか、大体の考えでよ
ろしゅうございませうから、承りたい
と思ひます。

○松尾(参)政府委員 ただいまのお尋
ねに対しましては、三十三年度の輸出
計画を御説明申し上げた方がいと思
うのであります。御存じのように、
日本の貿易は、はつきりとの市場

に、またどの商品を重点にということ
は、言いにくいような状況でありまし
て、率直に申し上げますならば、あらゆる
地域に、あらゆる商品をとというような
現状に相なっております。従いまし
て、輸出計画から申しましても、特徴
的な面については、なかなか説明しに
くいのでございますが、概観いたしま
すと、まず、先進諸国に對しまして
は、絶対額はさほどのことではないので
ありますが、三十二年と比較をして
みますと、三十三年度は、ヨーロッパ
地域には比較的多く伸びると想定をし
ておるわけでありまして、一五%程度
の増を見る。それから北米市場につき
ましては、絶対額は、現在のところ日
本の輸出市場としては、一番大きいの
でございませうが、いろいろ現地の事情
等を判断いたしましたして、大体一割七
分くらいの増加というふうに考えてお
ります。それから、比較的開港国に對
しましては、一番伸びると期待をいた
しておりますのは近東諸国でございま
して、そこに対しましては、三十三年
度は三十二年に比べて一五・四%
くらい伸びる。それから南米に對しま
しては、やはり二五%程度の増加を見
込んでおります。その他中米に對しま
しましては、最近の東南アジアの情勢
から見まして、大体伸びる率は九・四
%くらいに、やや低目に考えておるよ
うなわけでありませう。アフリカに對
しましては、従来リベリア向けの船舶の
輸出が非常に多くありましたので、絶

對額は、三十三年度におきましても、
かなり多いのでございませうが、増加率
としては一%程度の増加を見込んでお
ります。その次に大洋州につきまして
は、日豪との通商協定以来、オースト
リアへの輸出が割合に順調に伸びて
きておりますので、まだ、絶対額にい
たしましては、さほどのことにはござい
ませんが、増加率をいたしましては、
三〇%程度の増加になるのではないかと
いうふうに見ているわけでありませ
う。従いまして、金額別に見ますなら
ば、北米市場が第一位になりまして、
第二位が東南アジア地域、第三位がア
フリカ地域、その次が近東諸国、ヨー
ロッパ、中南米、大洋州というよう
な順序に市場の順序としては考えてお
るのであります。

〔委員長退席、笹本委員長代理着
席〕

次に、商品別でございませうが、傾向
をいたしましては、機械類の伸びの率
が割合大きいのであります。しかし
三十三年度といたしましては、船舶の
新規契約が若干最近不振でございま
すので、三十三年度におきましては、や
はり繊維、雑貨を中心として考え、な
お、三十二年度におきましては、金属
及びその製品が、いろいろな国内の事
情から伸び悩みましたが、最近国内の
デフレ傾向を反映しまして、輸出に對
する意欲も非常に伸びて参つておりま
すし、契約も増加しつつありますの
で、鉄鋼を含みますところの金属及
び同製品が、比較的よく出るのはな

いであらうかというふうに見ているわ
けであります。その他食料、飲料につ
きましては、これは比較的確實なベ
スでは伸びておりますが、海外にも若
干の市場がありますので、一般の平均
率よりは若干伸びが落ちるのではな
らうか、かような考え方をいたしてお
ります。従いまして、金額別に見ます
ならば、繊維及び同製品が一番大き
な金額であります。その次が、いわゆ
る広義の雑貨類になるわけでありま
す。その次が機械類、その次が金属及
び同製品、その次が食料及び飲料の
類、こういうふうに見えておるわけ
であります。前年に比べてまして、増加率
から申しますならば、金属及び同製品
が一四%程度の増、繊維及び同製品は
一〇%、雑貨が一九%、それから食料
及び飲料が八%、機械類が四%程度の
増というふうに見えております。

○横井委員 ただいま承りますと、
大体の方針としては、あらゆる地域に
あらゆる商品を送るという考え方のよ
うでございませうが、それは、一般の商
社もしくは業者というものが、あらゆる
の手を使つてそれぞれの方に向つて
いつている。だから、その業者、商社
等がやっていることを自然に放任して
おいても、そう伸びるものだという考
え方か。それとも、政府自体が、こ
ちらの方へはこう伸ばさなければならぬ
という方針を持っておやりになるの
か、その点を一つ承りたいと思つた
のでございませう。たとえば、東南アジア
の開発等は、政府においても相当やか

ましく言っておられるし、重要施策の一つに取り入れられておられるのでございませぬが、それが全体からいうと、たとえば伸びの方で言うると一五・四%、それから順位から言うると第四番目というふうなことになるおりに、その関係ですね。ただ単に自然に伸びるままにしているのか、それとも政府の、特に重点的にこの方へ伸ばそうという方面に対しては、特にいろいろな施策を講じていくのか、その点です。このパーセントというものは、何パーセント伸びるとか、あるいは順位をおっしゃいましたが、順位をおっしゃったのは、自然にまかせたものの順位であるのか、それともあなた方が努力をしてこう伸ばしたいというのか、その点を一つ承わりたいと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 たいいま申し上げましたのは、もちろん政府の意図するいろいろな施策を加味しての輸出の見通しであります。ただ単なる業者、商社の活動だけから見たものでは、もちろんないわけでありませぬ。日本の輸出品は、軽工業品、重工業品に大きく分れておるのであります。軽工業品の方は、国際的な競争力も十分ありますし、その方の輸出の増進については、どちらかという、安値を防止したり、あるいは輸出秩序を確立する、あるいは現地の駐在員を拡充して、もっと現地の流行に合ったものを送るといったような施策でいいわけでありませぬ。そういうふうな商品は、主として北米なりあるいはヨーロッパ市場の先進国をねらっておる。あと重工業品につきましても、各開港国の方におのずから重点が向いておるわけでありませぬ。

われわれとしましては、重工業品の輸出が、今後の世界の方向からいいますと、また近隣諸国の開港国を多く控えておるという状況から見ましても、その方面に重点を置いておるわけでありませぬが、何分現地側のいろいろな事情もありまして外貨事情もありませんし、いろいろな政治不安の事情もあり、なかなか日本が意図するだけについてこないというふうないろいろな事情もありませんので、重点はそういうところ志向いたしまして、絶対的な金額あるいはその増加率ということから見ますと、ただその数字あるいは増加率を平均的に見ますならば、あまり重点を置いたような工合に見えぬ点もあろうかと思ひますが、施策の方向としては、今御指摘にありましたような近隣のアジア諸国、あるいは中南米方面の諸国に対して、重工業品を今後伸ばさなければならぬということ、いろいろな施策をしておるわけでありませぬ。

○横井委員 私、施策の方向としまして、たとえば、東南アジア等につきましては、わが党の基本政策でもあり、政府の方策でもありますので、重点的に重点という語弊がありますが、その方面には特に力を入れていくというようにやっていくのが、当然だろうと思つたのでございませぬ。その次にお伺いしたいのは、現在までのジェットロケットの駐在員とか調査員とかいうものの配置の状況でございませぬ。この配置の状況は、どうも今までの状態を見ると、漫然と配置をしたようにも考えられる、一定の方針をもって配置をせられたのではないようにも受け取れるのでございませぬが、この点はどうであるか。また、将来に

向つて、この予算でも通過すれば、根本的に配置がえをするというふうな考えか、その点を一つ承わりたいと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 現在の調査網といたしましては、日本から長期派遣員の格好で出している者は二十名、それから現地の人間に委託して調査をします委託調査員が十五名、それから貿易幹線所が四カ所、この三つが、いわゆる調査網になっておるわけでありませぬ。今、漫然と、という御指摘でございませぬが、そもそも、めくら貿易を打開するために調査員の制度というものは、やられたのであります。その後、在外公館の整備拡充に伴ひまして、若干配置を考え直す点もあるかと思つておるのであります。この点については、常時外務省とも十分連絡をいたしておるのであります。外務省も現地の総領事館なり領事館なりが非常に手不足でありますので、調査員が一体になって活動されることを、非常に希望されておるという点もございませぬ。今のところは、人数が割に少ないために、われわれとしては、これが不要であるとは考えておりませぬし、また現地の在外公館からいいますと、急に人がいなくなることも、かえって歓迎されぬという点もございませぬ。しかし、今度新法人の発足したあとにおきましては、わずかな人間ではあります。在外公館との関係もございませぬ、できるだけ再配置方を考えてみたい、こういうふうにも考えます。

○横井委員 調査員、駐在員の配置並びに在外公館との関係については、あとで少し聞きたいと思ひますから、この際はこれ以上お尋ねいたしません。

ただ、ここで調査—それはひとり調査員等による調査ばかりではございませぬが、私、通産当局の調査という点については、若干の疑問を持っておるのでございませぬ。それは、現実の問題として、ともかく昨年の五月までは、神武景気とかなんかいって参つたのでございませぬが、五月になつて、がぜん一般大衆は、ドルがなくなつておつたというところを知つたような状態にございませぬ。ああいうように急変した状態になるまでに、輸出のバランス等については、十分調査がいつておつたはずでございませぬが、あ

のとき、初めて神武景気が直ちに奈落の底に陥るようになったことに対して、一体統計というものはどういふようになつておるのか。統計調査というものは、もちろん企画庁にも関係するかも知れませぬが、どういふふうになつておつたか。また、それ以来この統計調査については、どういふふうに変更されたか。こういうことは漫然としておりませぬが、ともかく國民としては、ああいうことを当局も知らなんだ。景気だ、景気だといつて、急にドルが減つてしまつたといふことを言い出したのだが、一体、あれは統計調査はないのか、調査は行き届いておらぬのかといふことが、非常に疑問になつておるのでございませぬ。この際それを一つ明らかにしていただきたいと思つたのでございませぬ。

ます。それらを常時密接に連絡してやっておるのであります。一昨年末、特に昨年の初めからでございませぬが、外貨収支は毎月赤字を繰り返して、ちょうど昨年の九月ころまで、ほとんど毎月赤字だつたと思ひます。その根本の原因を簡単に申してみますと、輸出の見通しが非常に狂つたといふことではないのであります。輸出の見通しは、大よそ目標通りである以上それ以上くらいに狂つておつたわけでありませぬ。従ひまして、結局収入面が非常に変化したというよりは、支払い面の方が変化したというべきである。その変化した事情については、申し上げる必要もなからうかと思ひます。ただ、われわれの予測しておつたものよりも、非常に狂つた点は、御存じのように、外貨予算というものを毎六カ月ごとに編成しておるわけでありませぬ。従ひまして、その外貨予算の、現実の外貨の支払いになる時期というものも、大体予測をして従来やつて参つたのであります。たとえて申しますと、その期で十億なら十億の輸入を見通しをして外貨予算を作り、輸入発表をし、外貨割当あるいは輸入許可をしたという場合においては、その期において実際に支払いになるものが、若干景気の変動によつて差はございませぬが、四割前後、それからその次の六カ月間に支払いとなるものが五割から五割五分くらい、結局第三期目の支払いになりますのが五割くらいというものが通例のような状況であります。ところが、国内の有効需要の非常に旺盛な、どちかというインフレ的な要因によりまして、需要が非常に急激に殺到したというふうなことで、われわれ

○松尾(泰)政府委員 たいいまお尋ねは、非常にむずかしいお尋ねでございませぬが、私の方だけでも、実は答弁しかねるかと思つたのでございませぬが、現在のところ通産省、大蔵省、それから日銀等で、各種の統計を持っております。

それが予測しておりました外貨予算と、その期ごとの支払いの落ち率の間に、非常な食い違いが出て参ったことが、一つのあれであります。たとえば、十億の外貨予算を編成した場合には、その期で四億支払いになると思いましたが、五億も六億もふえて参ったとか、あるいはまたあの当時、物価対策の関係もありまして、鋼材その他のものにつきましても、非常に輸入を促進するというふうな状況であった。そういうときには、もちろんわれわれといましては、外貨予算を編成した場合には、それが百パーセント実施されるならば、どういう外貨のポジションになるというところは、十分了解しておいたわけでございますが、あの当時の情勢として、こうやっても、多分国際価格その他の趨勢からいえば、その輸入が実行されずに終るであろうという見通しも、かなりあったわけであります。従って、かりにかくかくの種類については、追加予算を幾ら組んでも、この程度の支払いになるであろうというふうな推定もいたしておいたものがある、若干予想が狂って、急激に世界の相場が下ったために、入らないであろうと思つたものが急に入るようになった。その結果、輸入が上って、非常に物価が下つたというふうなこともございます。率直に申し上げますならば、もとも有効需要の旺盛なために、外貨予算を多く組まざるを得なかつたことが、第一の原因ではございまして、それが、第一の原因ではございまして、それにしまして、若干の技術的な見込み違いをいたしましては、そういう外貨予算と現実の支払いとの見通しの差、あるいは輸入が実現できないであろうと思つたものが、国際情勢の急変

によって輸入を見たというふうなことから、ああいう外貨事情の急変を来たしたような次第でございまして。そこで、その後われわれといたしましては、統計上につきましては、これは主として大蔵当局の問題にならうかと存じますが、毎十日ごとの収入支出の点を非常に厳密な注意をして調べておるような点が違ひましたことで、統計の根本的なとり方については変更を加えておりません。まあ大体従来のやり方でいいのじゃなからうかと思つております。もう一つは、予算の編成そのものについて、現実の支払いが、その当期の外貨予算のみならず、その前の期あるいは前の期の外貨予算が響いて参りますので、いわば未確定の債務的なものになる割当額は、できるだけ減少しておく方が、外貨の確保という点からいえば安全である。しかし、これまた需要者あるいは輸入業者が、国際相場の変動の間に、一番有利な買い付け方をするという点になりますと、比較的外貨割当額を多く持たしておく方が、有利な買付が可能になるわけでございます。そういう相矛盾した要因もありませんが、今のところは、外貨の安全確保という点から見ますならば、キャリオーバーされる割当額を比較的少くする方向に、この外貨予算を運用していく方がベターではないかということ、前期から、若干そういう配慮をしておるような次第であります。

○横井委員 今、話を聞いておると、われわれにびんとこないのではありませんが、大蔵省にしろ通産省にしろ、こういうものは——私の聞きたいところは、景気だ、景気だと言つておる間に

がぜん急変するということである。けれども、こういうものは何ですか、通産省あたりで、ちゃんと毎日見ている。毎日というわけにもいきませんが、まいけれども、たとえば、一カ月の状態とか、あるいは半月の状態とか、あるいは十日の状態とか——もちろん外貨が減つたとか、ふえたとかいうことは、大蔵省の関係ですが、貿易上の関係においても、統計上見ておつて、わからぬものですか。それは半期なら半期済んでみぬとわからぬとか、去年の五月に急に発表されたというふうな形になつたのですが、この貿易じりというものは、よく統計を見ておつて、わかるような状態になつておらぬのですか。また、そういうふうにしていかなければ、うそではないですか。毎日毎日、そうバランスが出てくるという点にもできないかもしれないけれども、大体それはやろうと思えば、できることだが、そういう統計というものは、ないのですか。また、そうせなければ、今後も危ないじゃないですか。不景気だ、不景気だといって、案外もうかつておつた方がいいけれども、景気だ、景気だといって、奈落の底にどかりと落とされるような、そういう発表の仕方、国民を非常に苦しめる。喜ぶ方がいいですよ。だから、そういう統計でバランスを見ておれば、わかりやすいものですが、その点はどうですか。

○松尾委員 政府委員 現在の統計によりますと、もちろん、今、御指摘の点は、わかるわけでありまして、しかし、わかるからといって、どうすればいいかという問題に帰着するであろうと思つておる。輸出の方が大体予定通りに進んでおるといふ場合は、結局輸入で調節するよりほか、しょうがないわけでありまして、輸入の活動というものは、実際の金の支払いにして毎年三億圓以上、現実の貨物の輸入にして約四十億圓くらいの輸入があるわけでありまして、結局その物の買ひ方に帰着するわけでありまして、俗な言葉でいえば、一升買ひをやるかどうかという問題、一升買ひをして、ここに金があるから、今、綿を何ば買う、今、大豆を何ば買うということ、小口に買つていくようなことでありますれば、外貨の安全確保という点からいくと、非常にうまくいくだろうと思つておる。ところが、その三十億、四十億の年間輸入の取引をいたします場合に、相場の変動もございまして、そうはできないわけでありまして、現在は六カ月間の外貨予算というものを編成してやつておるわけでありまして、そこで、ある程度輸入の許可あるいは割当額というものが、常時五億なり六億なり、あるいは場合によれば七億なりがずっとあるわけでありまして、そのうちから現実の物が到達するということが、手形の支払いによつておるわけであります。ところが、景気のいい悪いによりまして、非常にそれが伸びる場合と、それが急激に、日本の相場が高くと、今早く輸入をした方がいいというところで急ぐ場合と、伸縮があるわけでありまして、従つて、今度の場合は、その伸縮が、従来のテンポで来るならば、ああいうようなことは起らなかつたのであります。国内の、要するにインフレ要因のために急に殺到したところ、そこに、大きな原因があります

ように、物価対策という面が非常に強調された。ある程度外貨があるならば、これは物価対策のために輸入を多くしなくてはならぬという要請があつたわけでありまして、何も必要がなく外貨予算を大きくしてやつたわけでは、もちろんなかつたわけでありまして、それを一たん乗り切つた場合には、外貨は若干減りました。その当時は在庫がふえまして、そうすれば、またそこで安定に向うであろうというところで、国内はどうなつても、十億なり十五億なり外貨はじつと抱いておけばいいという考え方は、あの当時はなかつたわけでありまして、外貨があるならば、今、国内がこういうインフレ傾向のときに輸入を多くして、それを鎮静した方がよからうというふうな、われわれ政府というよりも、国会の御意見もそうであつたと私思ひますし、業界その他一般の御意見も、そうであつたと私は思つておる。だから、ここで一々通商局長に聞かれました、私も、なかなか十分な御答弁はできませんが、あの当時の気分としてはやむを得なかつたのじやないか、私はこういうふうな考へておるわけでありまして、今後はいかようなことがみましますと、われわれも、どつちかといひますと、安全なやり方をとるといふことで、大蔵省とも協議してやつておるようなわけであります。

○横井委員 国会にまで言及されまうので、これはいろいろ意見もあると思つてございまして、これ以上は質問は控えたいと思つておる。これから、この法案につきまして、お尋ねをいたしたいと思つてござい

三

ます。今度、日本貿易振興会法案というものをお作りになって、二十億の考案によつては巨費を投じて、貿易の振興に努められるというのでございませうから、事は非常にけっこうでございませうが、こういうような法案を出されるにつきましては、従来の海外貿易振興会というものは間に合わなかつた、非常に問題があつた、だからこういうように新しく再発足をしよう、こういう意味かどうか、その点を承わりたいと思つてございませう。もちろん、この際、貿易の振興を大いにやろうということには違ひないのだが、従来の振興会というものは、あまりに問題も多く、しかも、機能をあまり發揮してはなかつたのだ、こういう点もあるのじゃないですか。その点を承わりたい。

○松尾(泰)政府委員 御存じのように、従来は、民法上のいわゆる財団法人の海外貿易振興会で、輸出振興の事業をやつてきておつたわけでありませう。ところが、最近の一般情勢から見まして、輸出振興を、もっと積極的に、大々的にやらなければいかぬ、こういうことになってきますと、資本金も、ごくわずかであるような財団法人では、りっぱな人もなかなか集まつて参りませぬし、要するに、輸出振興を腰に入れて長期に安定してやろうというのには、どうしても不十分なわけでありませう。そこで、この際、輸出振興の重要性にかんがみまして、安定して、落ちついて輸出振興に大馬力をかけたというふうなことから、二十億圓をいただいて、この新しい法人を作つてやろう、こういうことではございませう。率直に申しますれば、従来の振興会の

事業、あるいはああいふ形態では不十分で、国の補助金にいたしまして、従来せいぜい七億圓程度の補助金をいただいておりましたが、一機関に七億圓程度の補助金をいただくということとは、かなり大きな金額であります。民法上の一財団法人ということになりますと、監督その他もなかなか十分にかぬといふような点もありません。ここに補助金もふやしていただいで、腰を入れて、安定してやろうというのがこの趣旨でございませう。

○横井委員 私があえてこういうことを聞きますのは、この際、とにかく二十億の巨費を投じてやることであり、そのほか、補助金等もあることではございませう。従来のような、ああいふ行き方であつてはならぬといふ意味において、お尋ねをするわけではございませう。局長は、今まで、従来の振興会が運営委員会があつても、一度も開かれぬ。年に一度も開かれぬほどの運営委員会であつたということをお知りになつておられるかどうか。従来の行き方についても、この際反省してもらわなければならぬので、そういうことを、私、聞きました。ほんとうでございませうか、一つ聞いておきたい。

○松尾(泰)政府委員 運営委員会と申しますよりは、理事会のことじやなからうかと思つております。財団法人でございませうので、いわゆる執行機関である常務理事のほかに、何といひますか、実際は評議員といふような性格のものでなからうかと思つて。各府県からいろいろ寄付金をいただき、各民間からも多額の寄付金をいただいておるといふような関係で、理事会は、た

しか百数十名であつたと思つて、この百数十名の会をたびたびやるというわけにはいきませぬので、どつちかといひますと、財団法人には総会といふようなものがないわけでありませうが、まあ総会的な運用を、その理事会を開いてやつておつたということでありませう。理事会の開き方が、横井さんの言われる運営委員会といふものが理事会であるとするならば、まさしく言われませう。年に二回ほどしか開いていかなかつたわけでありませう。しかし、顧問会議といふようなものもありません。そのので、業務の実際の運営につきましては、関係団体と、そのつど連絡し、また顧問会議を開いて、いろいろ御協力を願つておつたと思つて、ある程度はやつておつたと思つてあります。

○横井委員 地方で聞きますと、寄付金だけ取つておいて、一ぺんも寄り合ひもなく、会合もない、何のために寄付金を出すのか。これはまた、あとから、今後どういふ方針でいかれるか、ちよつと聞きたいと思つて、割当で寄付金をとつておいて、一ぺんも寄せずに、しかも、貿易振興だ、振興だ。何が振興だ、こういふ、地方はだいぶ怒つておるのです。だから、あなた方が知つておいでになるか、おいでにならぬか、それを聞いたのですけれど、どうも暗々裏に開いておられないことを認めておるのですが、実際はそんなんですよ。銭だけとつておいて、貿易振興だ、振興だ。とにかく一府県で、これはあなた方知つておられるでしょうが、百五十万から二百万から三百万か、それくらいとつておられるのです。だ

から、そういうことのために、非常に不平があるのです。おそろくこれは知つておいでになるでしょう。はつきりとは言へぬかもしれないが、知つておいでになるだらうと思つて。それはそれとして、将来は、一つ氣をつけていただきたいと思つて。

それから、外務省との関係でございませう。出先において、いろいろなことが起きるやうでございませうが、その点は、おわかりになつておるかどうか、ということ。それから、これは共管でもなんでもないものでありませうが、やはり外務省との間はどうしていかれるか、こういうことを一つお聞きしたいと思つて。

○松尾(泰)政府委員 現在のジェットロにいたしまして、今後の新しい日本貿易振興会にいたしまして、業務の主体は、やはり海外でやることでありませう。従つて、現在も、ジェットロの業務状況あるいは運営の仕方等につきましては、外務省とは密接な連絡をいたしておられます。これは、役人の習慣みたいものでございませうが、いわゆる覚書その他を作つて、その間十分連絡のできるような体制になつておるわけでありませう。この貿易振興会におきまして、在外機関は、在外公館長を指導監督を受けるといふふうなことを初めとしまして、外務省との間に十分連絡をして、そういうことのないような運営をしたいといふようなことで、覚書なり何なりをかわしておる次第でございませう。ただ、今、先生の御指摘がございませうので、私つけ加えたいと思つておられますが、現在までのジェットロの海外における活動でもつて、外務省の在外公館と摩擦があつたか

という問題でございませう。私は、これは絶対ないと申したいのでございませう。私は、実は聞いておりませぬ。過去において、戦前におきまして、貿易幹旋所といふようなものがありまして、その当時は、若干のいざこざがあつたのでありませう。その当時の印象でもつて、今、想像して、何かあるだらう、うまくいっていないのではないかと、かといふようなお考えは、やはり古い外交官の方には、持つておられるのではないかと思つて。今、われわれ毎日顔を合せて仕事をしております。経済局の者、それが海外を回りまして、現地の総領事にして、領事にして

も、今度幹旋所を置くときには自分の方に置いてくれ、駐在員を置くときは、今度自分の方に置いてくれ、部屋も、それじゃおれの中に入つてもらおうといふやうな都合でありまして、今は相助け非常にうまくいっているし、またそれが当然のことじやないかと思つておられます。ときどき非難があるとおっしゃるのでありますが、私は、具体的に、どの地域についてどういふことでありませうか、知りたいたいと思つて、ときどき担当官にも言つておられますが、私は、そういうことは、今のところはな。ただ、過去の悪例から、そういうことがあるだらうといふことを心配していただいでおるのではないか、こういうふうな考へておられます。

○横井委員 今、外務省との間に覚書があるとおっしゃつたのですが、覚書の内容には、どういふことが書いてあるか。それから、今度新しく再発足するのでございませうから、その場合において、あらためて覚書の交換をせら

れるのかどうか。もし、せられるとすれば、どういふことを書くつもりか。そういう内容を、一つこの際承りたいたいと思ひます。

それから、先ほど、別にいざいざがあるように考えておらぬとおっしゃるので、いざいざというところでは、あなたの方と外務省との間に、いざいざというよりも、向うに行つた業者とか、あるいは商社の人という方々が、この振興会自体の駐在員とか調査員と、それから在外公館との板ばさみになって困ることがあるというのを聞くので、いざいざ。どちらの言ふことを聞いていいかわからぬという方があり得るのだ、こういうことを業者から聞くので、いざいざ、その点は、どうお聞きになっておるか。この二点をお答え願ひたい。

○松尾(泰)政府委員 外務省との連絡の方法でありますが、現在のジェットロが、過去におきまして、三団体を漸次統合してきてきております。従つて、そのつと覚書をかわしまして、やっておるわけでありまして、今、私、ちょっとその原文を持っておりますので、もし御入用でございませなら、あとで写しを差し上げます。

それで、今後の新しい貿易会の方でございませが、これも、先ほど申し上げましたように、ジェットロの在外の駐在員なり幹旋所が、在外公館長の指導監督を受けるということを中心としまして、いろいろ場所の選定をする場合、あるいはその事業計画なり何なりをする場合に、相談をするというふうな趣旨の覚書を、もうすでにかわしておる。趣旨は、そういうものであります。

すが、これは率直に申しましたならば、役所同士のあれでありますので、外部にこれを出すという事は、できるだけわれわれとしても避けたいと思ひますが……。

○横井委員 どんなことが書いてあるのですか。

○松尾(泰)政府委員 今申しますような点でございませ。在外機関の活動につきまして、在外公館長の指導監督を受けるということを中心としまして、趣旨はそれに尽きるわけでございますが、若干詳しい文章になっておる、こういうことでもございませ。

○松尾(泰)政府委員 日本貿易振興会といたしましては、第一条にもうたわれておりますように、わが国の貿易の振興に関する事業を総合かつ効率的に実施することを目的とする。ということになっておるわけでありませ。しかし、この意味は、何も従来からいろいろあつた団体振興事業を全部やめて、ここで統合するんだという排他的な一元的な考え方をいたしてございませ。がしかし、これは貿易振興の中核機関として、できるだけ有機的連動にやつた方がいいものは、できるだけこゝで一緒にやつた方がよからうというふうな考え方をいたしてございませ。今、お尋ねの、幾つかの貿易関係の団体であります、われわれとしましては、一番密接な関連にありませのは輸出組合であります。これは三十四個ばかりの輸出組合が現在できておるが、輸出組合につきましては、輸出組合の事業が、過当競争の防止とか、あるいは輸出取引秩序の確立とかいふ、どつちかという調整事業を最近重点に置いてやつておるが、貿易の振興事業は、どつちかといふと、もちろん法律ではやることにはなつておるが、予算その他の関係からは、副次的な業務になっておる。ただ、シンダとか農機具の輸出組合につきましては、どつちかといふと輸出振興事業の方に重点を置いておるというところもあるわけでありませ。それらの輸出組合は、率直に申しまして、実は共同事業の格好でいたしておるわけでありませ。人を派遣するにしましても、あるいは事務所を借りるにしましても、それぞれが同じ地域にばらばらにやるよりは、やはり一元的にやつた方がいいというところで、

○松尾(泰)政府委員 日本貿易振興会といたしましては、第一条にもうたわれておりますように、わが国の貿易の振興に関する事業を総合かつ効率的に実施することを目的とする。ということになっておるわけでありませ。しかし、この意味は、何も従来からいろいろあつた団体振興事業を全部やめて、ここで統合するんだという排他的な一元的な考え方をいたしてございませ。がしかし、これは貿易振興の中核機関として、できるだけ有機的連動にやつた方がいいものは、できるだけこゝで一緒にやつた方がよからうというふうな考え方をいたしてございませ。今、お尋ねの、幾つかの貿易関係の団体であります、われわれとしましては、一番密接な関連にありませのは輸出組合であります。これは三十四個ばかりの輸出組合が現在できておるが、輸出組合につきましては、輸出組合の事業が、過当競争の防止とか、あるいは輸出取引秩序の確立とかいふ、どつちかという調整事業を最近重点に置いてやつておるが、貿易の振興事業は、どつちかといふと、もちろん法律ではやることにはなつておるが、予算その他の関係からは、副次的な業務になっておる。ただ、シンダとか農機具の輸出組合につきましては、どつちかといふと輸出振興事業の方に重点を置いておるというところもあるわけでありませ。それらの輸出組合は、率直に申しまして、実は共同事業の格好でいたしておるわけでありませ。人を派遣するにしましても、あるいは事務所を借りるにしましても、それぞれが同じ地域にばらばらにやるよりは、やはり一元的にやつた方がいいというところで、

在外の事務所につきましては、ジェットロということに集中しまして、しかも、関係団体とは、もちろん協力的な動き方をいたしてはらねばいけませ。ので、人等につきましても、組合の推薦する人が出ていってやつておるということ、相協力してやつておるというものがあつてございませ。かえつて、その方が相協力して強くやれるということ、みなに歓迎されておるという状況であります。ただ、機械類の問題になりますと、アフター・サービスの問題とか、いろいろ基礎的事情が、一般の商品と若干違ひますので、たとえば、日本プラント輸出協会というものは、この機関以外の独立の機関として、その業務をやつておる。あるいはまた、見本巡回船を出すというふうな場合につきましても、これは機械輸出組合を中心として見本船協会というふうなところでやつておるというところもあるわけでありませ。貿易の中心をなしましてこの輸出組合の関係におきましては、今申し上げたように、相協力して円満にやつておるし、今後ともそういうふうな、こういうふうな考え方をいたしてございませ。

○横井委員 次に、役員の問題について、二お尋ねをいたしたいのでございませが、この理事者というものは、営利を目的とする団体の役員となつたり、あるいは必ずから営利事業に従事してはならぬと書いてございませ。これは要するに、専任をいたされるところになりませ。従つて、どの級の人を一体迎えられるか、私はこの点についてお尋ねをいたしたいのでございませ。こうやつて二十億の巨費を

○小笠政府委員 役員の問題につきましては、まだ具体的に話は進めておりませ。ただ問題は、本貿易振興会というものの日本の輸出振興において果させるべき役割の重大にかんがみまして、その代表者と主要役員については、お話しのような練達たんの士をもつて充てるべきものとは私に考へておるものであります。であります。が、具体的にどういふふうな人を選ぶかという日程には、まだ実は入つておりませ。各種公団その他いろいろものはあります。私は、貿易振興会こそほんとうに働いてもらわなければならぬ団体の一つだ、こういうふうな考え方で(ほかの公団はだめだ)と呼ぶ者あり)いや、これは国際的な関係がございませので、特に国際的な視野のある人を選ぶのが適當であらう、こういうふうな考へておる。

○横井委員 とも通産関係の公団等の總裁とか理事長とかいふ人は、とかく局長さんとか次官をやつた人がおなりのなるようにきまつておるようございませが、たとえば新しい原子力等の委員長とかいふものは、相

○横井委員 とも通産関係の公団等の總裁とか理事長とかいふ人は、とかく局長さんとか次官をやつた人がおなりのなるようにきまつておるようございませが、たとえば新しい原子力等の委員長とかいふものは、相

当大物を引っぱってきてやっておられるので、こいねがわくは、今、次官が言われたような趣旨において、大物を引っぱってきてもらいたいと思うのでございます。これはまだ考慮の段階だそうでございますから、できれば、これは大臣にお聞きしたいのでございませうが大臣が見えぬから、「副大臣だ」と呼ぶ者あり、副大臣である政務次官の言葉を信じて、こいねがわくは大物を引っぱってきていただきたい、こういうことを申し上げておきます。

それから、運営審議会でございますが、この運営審議会というのは、いわゆる理事長との関連が非常にあると思うのでございます。そこで、ほんとうのおっしゃった大物を引っぱってこれれば、それらしいまた運営審議会もできるでございませうが、この運営審議会の性格でございませう。単なる諮問機関が、それとも、もつとこの運営審議会自身にも大いに意見を持って、意見の具申をし、それを取り上げていくという運営審議会か。運営審議会の性格について、一つ承わりたいと思ひます。

○小笠政府委員 この運営審議会の法的性格は、諮問機関であることは申し上げるまでもありません。問題は、運営審議会の運用の問題が、私はこの振興会の運用を左右するものだと、実は考へているのであります。単純に理事者のきめたものを御承認願うというふうな運用をすることは、適当でないのでありまして、少くとも理事長のプレンになつて、従つてパッシヴでなくして、アクチヴに、いろいろ貿易、輸出振興に関する建言をする、そういうふうな方向に、この運営審議会

を動かして参りたい、こういうふうには考へておられるのであります。法律論、性格論よりも、実際の運用の問題が、特に本振興会の一つの重点になるのじゃないか、そういうふうに実は考へておられるわけでありませう。

○横井委員 今の政務次官の意向には、私も同感でございます。そこで、お尋ねいたしたいのでございませうが、財界方面で聞いてみますと、これには意見が二通りあるわけでございます。たとえば、社長クラスの大物をもってそれに充てよというふうなことを言う人もあるし、あるいは常務とか専務とかいうふうな、実務担当のよく名実ともわかつた人をもって充てよというふうなことを言う人もあるのでございますが、そこで、どちらをおとりになるかということですが、あなたの方は、どちらというわけにはいかぬと思ひますが、しかし、大体財界なんというものはまぎまぎとつて、社長クラスの会合なら社長クラスの会合、専務クラスの会合なら専務クラスの会合と、自然になるのでございませう。実際、そういうことになるのでございませう。そこで、どちらの方をお考へになつておられるのか。

○小笠政府委員 どういう程度の人をもって運営審議会委員に充てるかということですが、まだまぎまぎとつておられぬのでございませうが、社長クラスか専務クラスかという点から申しますと、先ほどの運営審議会はどういうふうな形において運用していくかという問題に関連いたしまして、少くとも私はこれこそ練達たんのうな人を充てる。特に第一線で働いておられるいわゆる部長クラスのうな人は、この下の専門委員的に使つ

た方がいいんじゃないかというふうな、ここに若い専門家の知識を表現できるような形にした方が、運営審議会の実が備わつてくるのじゃないか、こういうふうな実は考へ方をいたしておるのではありません。

○横井委員 それからその次に、業務について、三点お伺いをいたしたいのでございませう。この振興会の業務は、そこにずっと個条書きにいろいろと書いてございませうが、実際の運用にわたつて、あれもやる、これもやるというふうな総括的に運営される考へ方が当面でございませう。それとも重点的に考へていかれるのか、その点を承わりたいと思ひます。業界方面では、これを専門家としていろいろ考へておられるようでありませうが、当局の考へとしては、今申しました通りにもあれもやる、これもやる、こういうことについて、どうお考へになるかと申しますことは、今までのやり方は、何でもそうでございませうが、はなはなしいことは、みんなやりたがるのでございませう。たとえば、見本市をやるとか、貿易あつせんをやるとか、対外的に見て働きがいのあるような、あつせん、とかくやりたがるのでございませう。ところが、肝心の調査なんというものは、やりたがらぬ。ところが、その調査なんというものが、非常に必要なものでございませう。そういうふうなものがずらつと並んでございませう。こういう法律を作るのには、予算をつけるに、ずらつと並べぬと、予算の獲得上にもいけませんから、そうおやりになるのでありませうけれども、総括式にやるか、重点式にいくか、この点は非常

に重要な点だと思ひますのでございませうが、今後の振興会の業務の運営について、実際にどういうふうな運営していくか、こういうことを承わりたいと思ひます。

○小笠政府委員 ごもつともお尋ねでありませうが、別途参考資料として日本貿易振興会の昭和三十三年度事業計画案という資料をお配りいたしておるのでありまして、これによつて昭和三十三年度の事業計画を執行していきたい、こう考へておりますが、会の事業の重点をどこに置くかという点になりますと、私は輸出の振興の一つは、相手市場及び国内市場の調査を十分しなければいかぬ。これができておらぬところに、いろいろ問題があると思ひます。その人を得ることが第一であります。が、なかなかやりにくいのであります。ぜひとも調査事業、特に日本の中小企業の輸出の振興という問題から考へますと、こういうところは直接大事になつて参りますので、そういう点に重点を置いて、輸出の基盤を順次拡大強化していくという方向に重点を置いて、事業を運営されていく方がよいというふうな考へております。

○横井委員 今、政務次官から御意見を承わつて、わが意を得たりと思ひますのでございませうが、そこで、一つお聞きしたいことは、今度の振興会の――従来もそうでございませうが、大体業務は、調査と見本市とあつせん、こういうことが取り上げられておるようでございます。従来でも、これはやっておつたことではございませうが、そこで、従来からの意見を聞くので、この際申し上げて、

当局的御意向を承わつておきたいのであります。第一、見本市でございませう。見本市の出品者に対する一コマ、一コマのコマ代が高過ぎるというのです。一コマ出して三十万、四十万、五十万出したのでは、とても中小業者は出せないという声が高いのであります。一コマの代が三十万、四十万では、中小業者はとても出せられないのです。大企業は何とか一つ考えられぬかという声を聞くのでございませう。

それから、あつせんでございますが、あつせんは、ほとんど機能を發揮してない、こういうことでございませう。とにかく各業者、商社、現地に相当のりっぱな人がたびたび行つておる。中には駐在員がおつて専門的にやつておるのに、ジェットロの方のあつせん員がおつてあつせんするぐらいじゃ、とてもかかないと思ひます。あんなものはあつてもなくても同じだ。あつせんなんというものは、口では言うのだけれども、ほとんど何もやつていないのだ、こういうことを聞くのでございませうが、この点について、どういふことをお聞きになつておるか、その点を一つ承わりたいと思ひます。

今の政務次官が言われた調査の点につきましては、私も、これは非常にじみではあるけれども、重要なことである、こういう意味において、ぜひとも調査をやつていただかなければならぬのでございませう。またそれに重点を置いていただかなければならぬのでございませうが、今申しましたような見本市とかあつせん等につきましては、従来からも非常な非難がある。この点

から、あつせんをどう考へておられるのか、その点を一つ承わりたいと思ひます。

を、どうお聞きになっており、将来どうしていか、こういう点を承わりたいと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 コマ代でございますが、これは向うの国によつても、だいたい違つておるわけでありまして、今ここに資料によりまして、一コマ平均二十万円くらいになっておるものであります。しかし、中共は五十万円。これは向うが高いので、やむを得ないということでもあります。もちろん補助費が多くなれば、コマ代もジェット口側で持つということも考えられるわけでありまして、なかなか今そこまでいきませんが、建物建てる、飾りつけ、あるいは商品の管理費用はジェット口側で持つておりますが、コマ代そのものは、出品をされる業者側に負担していただかなければいかぬということになっております。高いというものは、現地の相場という語弊がありますが、そういうことになっておりますので、やむを得ないのではないかと、うふうに思つておられます。別段ジェット口が高く取つて、中間的にピンはねしておるといふわけのものでは全然ないわけでありまして、その点は、一つ御了解願ひたいと思ひます。

それから、あつせんでございますが、多分今のような御非難は、大きな商社が出す非難だと思ひます。確かにニューヨークにしても、サンフランシスコにしても、大手の商社は自分でそれぞれ店を持つておりますので、あまり必要はないわけでありまして、今、政務次官が言われましたように、現地に店を持たない中小企業のために、大部分この幹旋所というものがあつせんの勞をとつておるわけであり

まして、かなりの成績をあげておるわけでありまして、それと、もう一つは、あつせんそのものも、もちろん必要でありまして、ニューヨーク、サンフランシスコあるいはトロント、カイロ等におきまして、常時日本から新しい商品を送りまして、展示をして関係者に見せておる、いわば小規模の展示会を毎年数回そこでやつておる。それに關連して、いろいろな宣伝もするし、現地の報道機関にもいろいろ見てもらつて、新聞にも書いてもらつておるといふうな面が非常に多いわけでありまして、具体的な取引として、ある人手紙で頼まれてあつせんをすることよりも、物を見せて、そこで需要を喚起するという非常な役目をやつておる。また、ひとり遠方に出かけておる調査員と違ひまして、そこに店を持つておられますので、落ちついた調査もいたしておるわけでありまして、幹旋所といふと、ただあつせんだけをやつておる、あつせんはあまり効果を發揮しておらぬじゃないかという御非難がございまして、あつせん以外の重要な事務もやつておるわけでありまして、幹旋所とはいろいろもの、いわばジェット口の在外部として動いておるのでありまして、その点、一つ御了解を願ひたいと思つておるわけでありまして、確かに大商社からいいますと、若干の不満はあろうかと思ひますが、中小企業のためにというものが、大部分の仕事になっておるので、御了解願ひたいと思ひます。

○横井委員 見本市のコマ代ですが、中小企業者には、どうも現在のコマ代では、なかなか出品ができない。そこ

で、これはせつかく相当張り込んでやられることですから、将来、それは補助金等によつてカバーしていただくように、ぜひとも御配慮を願ひたいと思つておるわけでありまして、

それから、駐在員とか調査員の向うにおる期間でございまして、私は、これは二年だと聞いておるのですが、あるいはもっと長いかもしれません。これを一つ聞かしていただきたいと思つておる。またある人に聞いてみると、と初めの一年間は語学を習つて、それから、あつせん見物して歩いてしまひ、結局駐在員を海外に出張させて、遊ばせにやつたようなものだと思つておる人があつておる。将来、そういうことがあつては、せつかく政府がおやりになるのに、相ならぬと思つておる。また、その機能も發揮するように、ただ遊ばせにやつてもらつては困るのだから、一つ聞かせていただきたい。今までお聞きになっておる状態と今後のお考え方、これを一つお聞きしたいと思つておる。

○松尾(泰)政府委員 若干地域によつて異なつておりますが、平均にしましては三年くらい駐在期間を置いておられます。東南アジア方面は二年半、それから先進国の方は三年くらい、大体三年くらいになつておるようでありまして、それから、語学をけいこするだけに終つておるところがあるのじゃないかというお尋ねであります。確かに一、二の者につきまして、そういう非難も、実は私自身も聞いたことがあるわけでありまして、

非常に要請される地域につきまして、技術者で語学のできる者をということですが、その当時選考されたようでありまして、なかなか有能な人が見つからぬということから、便宜後所技官が駐在員になつて行つた。勢い語学の点で劣るといふようなことで、しばらく半年くらいの間は語学の勉強に當つたといふようなことで、たまたまその間に行かれた人は、そういう印象を持たれたといふことを伺つておりますが、今のところは、私はそういうことはなからうと思ひますし、今後の運営につきましては、できるだけ人選につきましても、そういうことが絶対ない、すぐ能力を發揮できるようにしなければならぬ、こういうふうな思つておる。

○横井委員 今の話は、実際に各方面で聞くことでございまして、この点は十分お考え願ひたいと思ひます。それから、最後に承わりたいことは、予算関係、事業関係のことについてでございますが、その二十億というのは、全部使つておるわけではなくて、その利子程度のものか、その運営の面について、ちよつと承わりたいと思ひます。それからもう一つ、寄付金というものは、従来通りおとりになるのか。ことに地方の寄付金というものは、割当でございまして、先ほども言つたように、割当をしておいて、一べんも集めもしないで、ただ貿易振興、貿易振興と言われるのは、何をやつておいてなるのかわからぬ。今度は政府が二十億も出すので、もう出さぬでもないだろうというので、地方の府県でいうことも聞いておるのですが、その点を、とるならとるで、そのかわ

り、運営においていろいろ相談をするとか何かしなければ、ただとられて一實際、今予算を組んでおるが、もう二十億出したからよからうということ、府県で言つておるのですが、その点を承わりたいと思ひます。

○松尾(泰)政府委員 二十億円の資金の方は、その利子をいただくことになるわけでございます。一億二千万円の利子収入をいただくことになるわけでありまして、それは主として本部の人員費、事務費に充たされる、こういうことになりまして、

それから、地方庁等からの寄付金でございまして、何も強制ということではございまして、自発的に御協力を得てやつておるわけでありまして、若干、習慣的になると、強制的な感じを出す方ではお持ちになるのかもしれないが、決して割当強制というふうなことはいたしておりませんで、話し合ひで気持ちよくお出し願つておるといふのが実情でございます。ただ、今度新機関の収支予想の中でもございまして、大体従来通り、あるいは従来よりも若干多くいただけるのではないかと、うふうに見ておられます。率直に申し上げて、国の方でそうやるなら、自分の方では少し減らそうという気分よりも、私が一、二受けておる印象では、国もやるなら、一つ府県も大いに力を入れよう、去年よりももっと出さうというふうな気分があるように伺つておるわけでありまして、われわれは、できるだけ多くお出し願つて、一緒に振興事業を拡大してやりたい、こういうふうな考へておられます。

○横井委員 局長は、大いに寄付金を

とつて下さいと聞いておられるようですが、これは、とにかく何か頼みに行った人がおせじに言ったことだろうと思ひます。そんなことを言う人はおそくなくあろうと思ふ。現に私は、こんなものはもう来年出さないでもよからうということ、某県の知事から聞いた。そう言つておるのであります。おせじに言うのを、ほんとうに受けてもらつては困るのであります。局長みずから言われる通り、寄付金は強制でなく、気持よく出せるようにしていただきたいと思ふ。その点をお願ひ申し上げまして、私の質問を打ち切ります。

○笹本委員長代理 長谷川四郎君。

○長谷川(四)委員 私は、一点だけ承りたいたのですが、二月の十一日の私の質問の中に、大臣の答へがあります。そうすると、今のあなたのお話を承つてみると、大へんな食い違いがあるように私は考へます。たとえば、今の寄付金の問題にしても、気持よく出すというのには、気持よく出せるような方途を選び、その方向に向つて、果して海外市場調査会が今日推進しているかどうか。してるとすればその結果はどう現われているかということがなければならぬ。そのときの速記録をちょっと読みますから、あなたのお考えをここに一つ発表してみてもいい。私はこのときにこういうふうにし上げてました。ジェトロを通じていろいろ各国の市場の調査が行われておると思ふ、云々。わが国が今後海外に伸びていくにつれてどういふような産業が伸びていくか。すなわち、わが国として国是と考へるような商売、営業、企業というものが、ジェトロ誕生以

来九年間たつておる今日、その調査の結果、日本の製品の進出はかくのごときものに重点を置くべきであろうという結論じみたものは出ておらないか、こういうふう聞いてみました。ところが大臣いわく「将来輸出をどういふ品目で伸ばしていくかという問題でありまして、御承知のように、現在すでに文化程度の高い米国等におきましては、日本品が進出いたしますのは雑貨であります。」と書いてある。海外市場調査会が九年間調査した結果、日本の将来をになつて伸びていくものは雑貨であるという考へ方、これが果して調査会から出た調査の結果であるかどうか。従つて、局長は、この問題に對して、どういふふうなお考へを持っておられるか、これを承ります。

○松尾(泰)政府委員

先ほど申し上げておつたのでありますが、アメリカ市場を特に考へてみますと、なかなか日本の重工業品が出ていくところ、これは、どつちかといつても、現在の雑貨を中心にして伸びているのであります。しかしながら、このジェトロの調査の結果をどういふことではないのであります。現実がそういうことであり、雑貨の面につきましては、いろいろ工夫の仕方によりまして、もちろん輸入制限運動の点も考へなければいけません。まだまだかなり伸びる余地がある、こういう意味で大臣が言われたのではないかと思つておられます。しかし、最近には雑貨と申しましても、御存じのように、いわゆるがらくたの雑貨ではない。たとえばトランジスター・ラジオとか、あるいは自転車とか、写真機とかいうふうなもの

が、非常な勢いで出ようとして参つております。従いまして、商品の中にも、新しい商品が漸次生まれつつあるわけでありまして、広義にはやはり雑貨というふうなことになるので、そう言われたのではないかと思ひます。しかし、これはあくまでもアメリカ等の先進国を中心としたことでありまして、調査員の報告によりまして、東南アジア、あるいは中近東、中南米の方面においては、それらの国の経済政策等から見まして、雑貨あるいは繊維等の輸出は、漸次影が薄くなつておられます。重化学工業品に重点を向しなればならないことは、先ほど申し上げました通りであります。調査員の報告等も、もちろんそれを裏づけておるのであります。従いまして、日本の輸出政策としては、どこに重点を置くかということになりますと、低開発国に對する重工業品というものは、重点を置かなければならないことは当然ではございません。日本、今の産業構造から見まして、両手使いをやらなければいけません。先進国に對する広義の雑貨も重点を置いていかなければならぬというふうなことになるのであります。その意味において、重工業品一本というものは、い、若干重点がばけるようなきらいがございまして、とにかくわれわれとしましては、あらゆる地域に売れる優秀なもの、なるだけ売るといふ態勢でいく。ただその中に、低開発国に對しては、重工業品を今後伸ばすという線も入れていくということではないかというふうには私は考へております。

○長谷川(四)委員

そういたしますと、海外市場調査会というものは、アメリカにだけ派遣をされているのか。他にもあるかどうか、それを承ります。

○松尾(泰)政府委員 貿易斡旋所の方はアメリカが二カ所、カナダに一カ所、エジプトに一カ所、こういうふうなところになっておるわけでありまして、今度三十三年度の予算におきまして、二カ所増設を認められることにならうかと思ひますが、これはヨーロッパ地域に二カ所、それから大洋州または中南米諸国に二カ所ぐらい予定をしておるのですが、まだこれははっきり最終的にはどうなるか私にはわかりません。調査員の方は、どつちかと申しますと、東南アジアあるいはアフリカ、中南米等に多く出ているのであります。

○長谷川(四)委員

そうしますと、派遣先というものは、大体アメリカが中心であつて、あとはもう一カ所あるだけだ、こういうことでございまして。そうすると、今までの調査、つまりジェトロの調査またはあつせんに當つたところ、これは、その程度のアフリカを中心としただけの調査であり、あつせんもその程度で終つておつた、こういうことでございまして。

ではやりにくいことになつております。しかし、調査員といへども、そこにおりますと、いろいろやはり頼まれるわけでありまして、頼まれた分につきましては、もちろんやつていたのであります。しかし、本部がそこにございまして、片手間にやられておる、こういう状況であります。

○長谷川(四)委員

政務次官に伺ひます。今日まで、われわれは、いかに日本の企業を合理化し、新技術というものを中心に、より以上日本の産業を拡大強化し、もつて究極の目的とするところは、輸出産業というものに重点を置いておると私は考へております。今日に至つて、大体日本の貿易の将来を背負うものは雑貨であるというふうなお考へを、果して通産省の責任者が持つておられるかどうか、この点を伺ひます。

○小笠政府委員

日本の産業の実際から見まして、輸出に依存していかないべしといふことは、国内市場の狭隘なことから考へて、当然に考へられることではあります。そこで、日本産業の構造が、漸次高度化して重工業化していくという傾向も、またこれは一つの明らかな傾向であります。これらのものが、その製品の販路を海外に求めていかなければいかぬ。一例をとりましても、機械にいたしまして、肥料にいたしまして、当然考へられるのであります。従いまして、ごく大ざっぱに申しますと、私はだんだんに高級品というふうなものを、輸出の方向に持つていくというの、方向であると思ひますが、日本の産業構造から申しまして、中小企業の製品という

ものが、主として雑貨あるいは手先の器用さを利用して工芸的な要素を含めたものを生産いたしておりますので、これらも輸出にドライブしていかなければならぬ、こういうふうな考えでおるのではありません。もちろん、輸出というのには、相手方のあることでありますから、相手市場の産業の発展程度等に合せて、輸出を伸ばしていかなければいかぬと考えております。従いまして、お尋ねのように、雑貨を中心として輸出製品を伸ばしていくというふうな一面的な考え方をとると、日本の産業政策と矛盾を来さず、私はこういうふうには考えておるわけでありませぬ。

○長谷川(四)委員 科学技術の振興が、今日また非常に大きく大きく議論となって現われていることも事実であります。従って、今日、われわれ日本の従来の考え方というものをここに一擲し、さらに日本の国是として進むような産業というものを、通産省としても当然考えていかなければならない問題だと私は考えるのであります、その国是として進んで進むべきものが、その種類としては雑貨であるというふうなことに帰するということは、私たちが納得することができ得ない。従って、この問題はあとに譲ります。

○笹本委員長代理 次に、企業合理化促進法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑に入ります。通告がありますので、順次これを許します。長谷川四郎君。

○長谷川(四)委員 企業の合理化促進につきます、二、三伺ってみたいと

思います。企業合理化促進法に関連をいたしまして、国産の新技術にのみこれらを行うのだというふうにも書いてあります。しかし、国産のプラントの中に、ある程度の外国の特許を得たものが入るとした場合、どういふような考え方を持っておるか。これが一点でございます。

それと、外国からの企業と日本の企業とをまぜて一つのプラントができたとして、それを新技術として、企業家が国民経済上緊要として認めていくかどうか。

もう一つ、企業の合理化促進という点について実施された今までの、これがためにどの程度まで日本の産業が向上した例があるかという点、結果はどうであったか、その結果を一つ承わりたい。

従って新技術というものに対してのもっと具体的な面、たとえばどういふようなものを対象とするということ、法文の上には表わすことはできなくとも、はっきりしたものをわれわれには与えてもらいたい、こういうことであります。以上の三点につきまして御説明を願います。

○黒川政府委員 御承知のように、わが国の科学技術は、すでに外国技術によりまして相当進められて参りました。が、しかし、この間におきまして、技術振興に対する研究ということも、同時になされて参りました。戦後十五年に相なりました関係上、日本の技術といふものを特に進めまして、やむを得ない技術は、外国技術を入れるといたしまして、日本の資源にも立脚いたしまして、日本の発展に尽さなければなら

ないと思うのでございます。そういう関係におきまして、ただいまわれわれが一番ネックと考えておりますものは、研究が推進いたしましたことが実用化する段階におきまして、そこになかなか大きな金がかかるために、比較的安易な外国技術を導入するというような傾向も、多々現われております。それではほんとうの日本の科学技術は、今後大いに伸展することができないので、わが国で発明された技術は、なるべくこれが実用化しやすいようにしていかねばならぬということ、今回ここに提出されました企業合理化法の改正案が出たわけでございます。

それでは、もう少し具体的に、どういふ技術が日本の技術として生まれてきたかという御質問でございます。これは、いろいろございまして、たとえば工業技術院におきまして、昭和二十五年から研究補助金というものをを出しております。その中で、ただいま生まれました二、三の例をとりまして、御説明いたしますと、たとえば、科学の方面で申しますと、チタニウムという金属がございまして、これの製錬につきまして、日本独自の技術が研究をされました、過去五年におきまして、大体一千トンの金属をアメリカに輸出いたしました、その金額は百五億圓ほど入っております。あるいはまた、昨今三番目の繊維といわれておりますカネカロンというような繊維も、またこの工業化補助金から生まれたものでございまして、その他あげますと枚挙にいとまないのでございまして、これは単に大きな工業ばかりでなく、比較的小さな中小企業におきましても、いろいろ

る効果現わしております。御承知のように、高周波のトランスミスターといふようなものも、日本に初めてできまして、この技術は、逆にアメリカに輸出されておるような状況でございます。また、御承知の電子顕微鏡におきましても、その改良は、補助金によりまして、最近超高压の電子顕微鏡の完成ということにまで立ち至っております。光学レンズにおきましても、従来、やけその他のいろいろな欠点もあつたのでございまして、共同研究の結果、そういうような障害も排することができまして、大いに輸出に役立っております。大いに輸出に役立っております。

はまた、もっとわれわれの身近な例でございます。製鉄の自動化というようなことも完成いたしました。相当実用化されておる次第でございます。そういう日本独自の技術が実用化される場合に、相当の資金も要りますし、あるいはまた、生産技術として、そこに幾多のリスクが存在しておるのであります。そういうリスクをなるべく少くする意味におきまして、この企業合理化法の一部を改正することになったわけでございます。

○松尾(金)政府委員 たいまお話のございました第一点について、私から御説明申し上げます。この改正法律案の根本の趣旨が、今御指摘のあったような、わが国での試験研究の成果の企業化に当つての特別償却の措置を主としておるのであります。御承知のように、試験研究を積み重ねる段階におきまして、その中に海外の試験研究の技術なりその他が全く入っていないといふことを、必ずしも潔癖に申すわけはございませんけれども、今回の趣旨

が、主としてわが国で行われた試験研究の成果の企業化についての特別措置でございますので、その辺の判断、認定等は、この法案に書いてあるような主務大臣及び大蔵大臣が具体的なケースを承認するに当つて、十分検討して実証していくということに相なると思っています。

○長谷川(四)委員 松尾さんに、もう一点伺います。そういたしますと、国産の新技術で新たな特許を受けたものの実用化というところに重点が置いてある、こういう解釈でよろしいかというところが一つ。

それから、たとえば、プラントは外国から持ってきたとして、その原料が純国産資源であるという場合は、果してそれが対象になるかどうか、この二点についてお考えを述べていただきたい。

○松尾(金)政府委員 わが国で行われた試験研究の成果が企業化される場合でありますれば、その試験研究の成果が、必ずしも特許権の形になっていない場合でも、承認の際の対象になり得ると思つておられます。

それから第二点の、輸入機械を使つた場合はどうかという点でございますが、これは試験研究の成果を実際に企業化したしつ場合に、その手段として若干の機械設備等の輸入が伴う場合は、あるいはあり得るかと思つております。技術そのものは、やはりわが国で試験研究されたものというふうな考え方でいくのが、この立法の趣旨であると思つておられます。

○長谷川(四)委員 外国に支払う特許料、こういうものも非常に高額になつて、年間百二十億以上だといわれる。

先日來、大臣にも承わったのでござい
ますが、本年はこれがさらにふえてい
くであろうと想像される。しかし、反
面、日本の国内において日本の技術が
それほど低下しているかという点、各
国に比較してみても、決して低下はし
ておらないと考えている。でありますか
ら、こういう面に対し、今後、日本の
企業を育成する上において、ただ単
に、外国の技術を導入したからそれで
いいのだという考え方でなく、日本の
技術をいかに育成していくかという
ところに、重点を置かなければならぬ
と考えるのであります。ただいまお話
のように、たとえ、特許を受けてい
なくても、国産の技術でも、各層各界
が認めた場合は、その対象にすべきも
のだ、私もそう考えております。従っ
て、純国産の資源であっても、こうい
う点については、今後十分考慮を加え
ていかなければならない、こう信じて
おります。企業の合理化促進、先ほど
チャニウム、さらにまたカネカロン等
の例もありましたが、何かこれに対
してデーターを出してもらえたら、
それを一部ずつ配付していただきた
い。これはほかの委員からも注文があ
りますので、そうしていただきたいと
思います。

○笹本委員長代理 この際、理事の協
議により、昨二十七日、本委員会に付
託されました合成ゴム製造事業特別措
置法の一部を改正する法律案を追加し
て議題とし、審査を進めたいと存じま
すが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○笹本委員長代理 御異議なしと認め
ます。よって、合成ゴム製造事業特別
措置法の一部を改正する法律案を議題
とし、審査に入ります。
まずその趣旨の説明を求めます。小
笠政務次官。

合成ゴム製造事業特別措置法の二
部を改正する法律案
合成ゴム製造事業特別措置法の
一部を改正する法律
合成ゴム製造事業特別措置法（昭
和三十二年法律第五十号）の一部
を次のように改正する。
題名を次のように改める。
日本合成ゴム株式会社に関する
臨時措置に関する法律

第一条中「合成ゴムの製造事業の
育成に必要な特別措置」を昭和三十
二年十二月十日に設立された日本合
成ゴム株式会社（以下「会社」とい
う。）に関する臨時措置」に改める。
第二条を次のように改める。
（政府による株式の所有）
第二条 政府は、会社の株式を所有
することができる。

2 前項の規定により政府が所有す
る株式は、会社の発行済株式の総
数の二分の一をこえることができ
ないものとし、その所有する株式
の発行価額の総額は、十億円をこ
えることができないものとする。

第三条中「前条第一項の規定によ
り日本開発銀行がその株式を引き受
けた会社（以下「合成ゴム会社」とい
う。）を「会社」に改める。
第四条及び第五条中「合成ゴム会

社」を「会社」に改める。
第五条の次に次の二条を加える。
（重要な財産の譲渡等）
第五条の二 会社は、通商産業省令
で定める重要な財産を譲渡し、担
保に供し、又は有償で取得しよう
とするときは、通商産業大臣の認
可を受けなければならない。
（社債の募集及び資金の借入）
第五条の三 会社は、社債を募集
し、又は弁済期限が一年をこえる
資金を借入れようとするとき
は、通商産業大臣の認可を受けな
ければならない。

第六条及び第七条中「合成ゴム会
社」を「会社」に改め、第八条を次
のよう改める。
（報告及び検査）
第八条 通商産業大臣は、この法律
を施行するため必要があると認め
るときは、会社からその業務若し
くは経理の状況に関する報告を徴
し、又はその職員に、会社の営業
所、事務所その他の事業場に立ち
入り、帳簿書類その他の物件を検
査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をす
る職員は、その身分を示す証明書
を携帯し、関係人に提示しなけれ
ばならない。
3 第一項の規定による立入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解してはならない。

第九条中「第五條第一項」の下に
「第五條の二、第五條の三」を加え、
「合成ゴム会社及び当該会社」を「会
社」に改め、同条の次に次の一条を
加える。
（罰則）

第九條の二 第八條第一項の規定に
よる報告をせず、若しくは虚偽の
報告をし、又は同項の規定による
検査を拒み、妨げ、若しくは忌避
した者は、五万円以下の罰金に処
する。
第十條の見出しを削り、同条中「合
成ゴム会社」を「会社」に改め、第四
号を削り、第三号を第五号とし、第
二號の次に次の二號を加える。
三 第五條の二の規定に違反し
て、財産を譲渡し、担保に供し、
又は有償で取得したとき。
四 第五條の三の規定に違反し
て、社債を募集し、又は資金を
借り入れたとき。

第十條の次に次の一条を加える。
（政府所有株式の処分）
第十一條 政府は、会社の経理的基
礎が確立したと認めるときは、有
価証券市場の状況を考慮し、なる
べくすみやかに、その所有する会
社の株式を処分するものとする。
附則第三項及び第四項を削る。

附則
1 この法律は、昭和三十三年六月
一日から施行する。
2 この法律の施行の際現に改正前
の第二条第一項の承認を受けてい
る株式会社は昭和三十四年三月三
十一日以前で政令で定める日まで
に発行する株式の引受については、
同条の改正規定にかかわらず、
なお従前の例による。

3 日本開発銀行は、改正前の第二
条第一項の規定により引き受けた
会社の株式を、昭和三十四年三月
三十一日までに、政府に譲渡しま
ければならない。

4 政府は、前項の規定により会社
の株式を譲り受けるときは、産業
投資特別会計から、その株式の発
行価額により算定した額をその対
価として支払わなければならない。
5 前項の規定による支払金は、産
業投資特別会計法（昭和二十八年
法律第二百二十二号）の適用に関し
ては、同法第四条の出資の払込金
とみなす。

理由
合成ゴム製造事業特別措置法附則
第三項及び第四項の規定により、日
本開発銀行の出資による方式を政府
の出資による方式に切り換える等の
必要がある。これが、この法律案を
提出する理由である。

○小笠政務次官 合成ゴム製造事業特
別措置法の一部を改正する法律案につ
いて、その趣旨を御説明申し上げます。
昨年の第二十六国会においてゴムの
供給の確保をはかるための措置とい
たしまして、合成ゴム製造事業特別措
置法が制定されたのであります。昨
年十二月には、日本合成ゴム株式会
社が、この法律に基く承認を受けて設立
され、目下同社においては、製造技術
の導入、その他工場建設の準備を着々
進めているのであります。
しかしながら、現行の合成ゴム製造
事業特別措置法におきましては、その
附則第三項及び第四項の規定により、
法律施行後一年を経過したときは、日
本開発銀行の出資による方式を、政府
の出資による方式に切りかえ、あわせ
て、その切りかえに伴い必要な事項を

法律で定めなければならないことになつておるものであります。従つて、政府におきましては、三十三年度予算案においてこれに必要な予算措置を講じますとともに、立法措置としては、今回の改正案を提出した次第であります。

次に、この法案の要点を申し上げます。その第一は、出資方式の変更であります。現行法の第二条を改正し、日本開発銀行の出資の方式を、政府の出資の方式に改めたこととあります。

すなわち、現行法の第二条によれば、合成ゴム製造事業者であつて大蔵大臣及び通商産業大臣の承認を受けたものには、日本開発銀行が十億円を限度として出資できることになつておるものであります。しかしながら、日本開発銀行は、金融情勢の変化等から、いまだこの十億円の出資の全部を終了しておりませんので、今回の改正におきましては、経過的に、三十三年度中に限り、なお日本開発銀行が出資できることとするにとり、政府は日本開発銀行の出資の完了を待つて、三十三年度中においてできる限り早くその株式を譲り受けることとし、これによつて政府出資の方式に切りかえることとしておるものであります。

なお、今回の改正におきましては、すでに出資の対象となる会社が明らかになつておりますので、法律上もこれを特定することとしたのであります。

要点の第二は、監督規定の強化であります。会社に対しては、従来から相当の監督を行つており、これを今後も継続して参りますのはもちろんであります。政府出資への切りかえに伴い、新たに規定を設け、会社の重

要な財産の譲渡、社債の募集、長期の資金の借入れ等については、通商産業大臣の認可を受けなければならないこととし、さらに通商産業大臣は、その職員をして、会社に対し監督上必要な立ち入り検査を行わせることができることとしたのであります。また、これらの監督規定の強化に伴い必要な罰則の整備をはかつた次第であります。が、これによりまして、会社の監督に関する規定については、一そう整備されたと考えているのであります。

要点の第三といたしましては、政府は、会社の経理的基礎が確立したと認めるときは、有価証券市場の状況を考慮し、なるべくすみやかにその所有する会社の株式を処分する旨の規定を新たに設けたこととあります。日本合成ゴム株式会社は、その事業計画等から見ましても、数年後には民間企業の採算ベースに乗り得る会社でありますので、その時期には政府は、所有株式を処分するものとして、本法があくまで臨時的な措置であるという性格を、ここに明らかにいたしましたのであります。

以上申し上げましたのが、改正の要点でございますが、これに伴い、従来の題名では、法律の内容を言い表わしますのに、必ずしも十分ではないと考えられますので、題名を「日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律」に改めることとしたのであります。

この改正法案の提案理由並びにその要点は、右の通りであります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

○笹本委員長代理 本案に関する質疑は、後日に譲ることといたします。

本日はこの程度でとどめます。次回は来たる三月四日午前十時より開会する予定であります。これにて散会いたします。午後零時二十三分散会

昭和三十三年三月四日印刷

昭和三十三年三月五日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局